※北海道公報

発行　北　海　道
編集　総　務　部
　　法務・法人局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385

目　　次　　ページ

告　　示

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……（農業施設管理課）　69
○土地改良区の定款の変更の認可……（農業施設管理課）　70
○道営土地改良事業の工事の完了……（農業施設管理課）　70
○知事権限に係る保安林の指定……（治山課）　70
○知事権限に係る保安林の指定の解除……（治山課）　70
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……（治山課）　70
○森林法による通知に代える公示（４件）……（治山課）　71
○道路の区域の変更及び供用の開始……（維持管理防災課）　71
○特定調達契約に係る落札者等の公示……（建設管理課）　72
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……（調達課）　72

公　　表

○北海道財政状況（第141号）の公表……（財政課）　72

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……　72

道企業管理規程

○滝の上取水堰管理規程……　73

告　　示

北海道告示第398号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成30年６月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

蘭越土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏　　名	住　　所
就　　任	平成30．5．9	理　　事	金　　秀　行	磯谷郡蘭越町蘭越町８番地50
同	同	同	松　山　　廣　同	蘭越町字日出220番地
同	同	同	坂　口　和　美　同	蘭越町名駒町218番地
同	同	同	黒　川　利　光　同	蘭越町字大谷414番地
同	同	同	石　井　妙　司　同	蘭越町蘭越町428番地11
同	同	同	堀　　健　二　同	蘭越町字貝川42番地４
同	同	同	西　田　和　幸　同	蘭越町字三和454番地
同	同	同	伊　藤　　優　同	蘭越町目名町284番地２
同	同	監　事	桶　矢　育　伸　同	蘭越町字初田224番地６
同	同	同	前　田　　穣　同	蘭越町蘭越町285番地
退　　任	同　30．5．8	理　　事	金　　秀　行　同	蘭越町蘭越町８番地50
同	同	同	親　谷　　隆　同	蘭越町字三和207番地４
同	同	同	向　田　正　幸　同	蘭越町名駒町436番地31
同	同	同	松　山　　廣　同	蘭越町字日出220番地
同	同	同	伊　藤　章　夫　同	蘭越町目名町594番地１
同	同	同	福　嶋　勝　幸　同	蘭越町字大谷395番地７
同	同	同	宮　崎　次　男　同	蘭越町字讃岐129番地
同	同	同	椿　　和　憲　同	蘭越町字富岡128番地３
同	同	監　事	桶　矢　育　伸　同	蘭越町字初田224番地６
同	同	同	前　田　　穣　同	蘭越町蘭越町285番地

美瑛土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏　　名	住　　所
就　　任	平成30．5．4	理　　事	福　家　敏　春	上川郡美瑛町字置杵牛上精美
同	同	同	田　辺　和　宏　同	美瑛町字美瑛原野５線
同	同	同	照　本　剛　剰　同	美瑛町字美沢共立
同	同	同	大　島　一　之　同	美瑛町字水沢
同	同	同	山　崎　智　明　同	美瑛町字下字莫別第１
同	同	同	内　田　一　之　同	美瑛町字中字莫別第２
同	同	同	中　村　　勉　同	美瑛町字朗根内
同	同	同	松　家　貴　宏　同	美瑛町字横牛第２
同	同	監　事	谷　口　幹　男　同	美瑛町字新星第１
同	同	同	本　間　英　行　同	美瑛町字下字莫別第１
退　　任	同　30．5．3	理　　事	福　家　敏　春　同	美瑛町字置杵牛上精美
同	同	同	寺　口　方　水　同	美瑛町字美瑛原野４線
同	同	同	石　橋　俊　光　同	美瑛町字美沢共立
同	同	同	大　島　一　之　同	美瑛町字水沢
同	同	同	本　間　英　行　同	美瑛町字下字莫別第１

同	同	同	内田一之	同	美瑛町字中字莫別第２
同	同	同	中村　勉	同	美瑛町字朗根内
同	同	同	寺林憲秀	同	美瑛町字横牛第１
同	同	監　事	谷口幹男	同	美瑛町字新星第１
同	同	同	友田秀俊	同	美瑛町字俵真布第１

北海道告示第399号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年６月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成30．5.17	北海土地改良区
同　30．5.23	乙部土地改良区

北海道告示第400号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定により公告する。

平成30年６月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
中小屋東	農業用用排水施設	平成27．2．6
同	客土	同　28．5.30
同	暗渠排水	同　28.11.18
同	区画整理	同　29．2.20

北海道告示第401号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成30年６月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　保安林の所在場所　　函館市臼尻町721の１（次の図に示す部分に限る。）
２　指定の目的　　水源の涵養
３　指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
ア　主伐に係る伐採種は、定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第402号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年６月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　解除に係る保安林の所在場所　　河東郡上士幌町字上士幌256・257の１（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）
２　保安林として指定された目的　　風害の防備
３　解除の理由　　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第403号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成30年６月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

1⑴　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　歌志内市（次の図に示す部分に限る。）
⑵　保安林として指定された目的　　土砂の流出の防備
⑶　変更後の指定施業要件
ア　立木の伐採の方法
㋐　主伐は、択伐による。
㋑　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
㋒　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

2⑴　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　歌志内市（次の図に示す部分に限る。）

⑵　保安林として指定された目的　　土砂の崩壊の防備

⑶　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

㈠　主伐は、択伐による。

㈡　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈢　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び歌志内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第404号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を芦別市役所の掲示場に掲示した。

平成30年６月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　通知の内容　　平成30年北海道告示第269号

２　所在が不分明な者　　吉田　守

北海道告示第405号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の２の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を壮瞥町役場の掲示場に掲示した。

平成30年６月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　通知の内容　　平成30年北海道告示第341号

２　所在が不分明な者　　三田　和男、三和フロスト工業株式会社

北海道告示第406号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第33条第３項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容をむかわ町役場の掲示場に掲示した。

平成30年６月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　通知の内容　　平成30年農林水産省告示第1096号

２　所在が不分明な者　　森本　圓次郎

北海道告示第407号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第33条第６項において準用する同条第３項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を豊浦町役場の掲示場に掲示した。

平成30年６月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　通知の内容　　平成30年北海道告示第335号

２　所在が不分明な者　　渡部　喜市

北海道告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第２項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成30年６月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　道路の種類　　道道

２　道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
上幌内早来停車場線 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部	勇払郡厚真町字富里73番５地先から同郡厚真町字富里73番１地先まで	前	12.70mから15.60mまで	195.63m	―
		後	12.70mから15.60mまで	195.63m	―
		後	12.00mから15.60mまで	202.50m	―
上幌内早来停車場線 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部	勇払郡厚真町字富里128番１地先から同郡厚真町字富里168番地先まで	前	13.44mから15.52mまで	199.50m	―
		後	13.44mから15.52mまで	199.50m	―

	後	12.00mから16.13mまで	199.97m	―

北海道告示第409号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成30年６月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　随意契約に係る特定役務の名称及び数量

平成30年度工事施工情報共有ほか運用業務　一式

２　随意契約の相手方を決定した日

平成30年３月27日

３　随意契約の相手方の氏名及び住所

⑴　氏　名　　一般財団法人北海道建設技術センター

⑵　住　所　　札幌市東区北33条東１丁目１番１号

４　随意契約に係る契約金額

37,260,000円

５　契約の相手方を決定した手続

随意契約

６　随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第11条第１項第１号の規定による。

７　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

⑴　名　称　　北海道建設部建設政策局建設管理課

⑵　所在地　　札幌市中央区北３条西６丁目

北海道告示第410号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成30年６月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

２　売りさばき人の項北海道信用金庫の事項中「同　　蘭越支店」の次に「同　　仁木支店

同　　古平支店美国出張所　を加える。

同　　寿都支店島牧出張所」

公　　表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の３第１項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の２第１項の規定により、平成30年度当初予算の状況並びに平成29年10月１日から平成30年３月31日までの期間における北海道の財政運営の状況及び公営企業の業務の状況を別冊のとおり公表する。

その別冊は、北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の閲覧に供する。

平成30年６月１日

北海道知事　高　橋　はるみ

道教育庁教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第37号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年６月１日

北海道教育庁空知教育局長　竹　林　　亨

１　落札に係る物品等の名称及び数量

空知管内道立学校で使用する電力

⑴　基本料金（契約電力１kW当たりの単価）　　22校23箇所　合計1,505kW

⑵　電力量料金（使用電力量１kWh当たりの単価）　　22校23箇所　合計3,478,552kWh

２　落札を決定した日

平成30年５月17日

３　落札者の氏名及び住所

⑴　氏　名　　株式会社F-Power

⑵　住　所　　東京都港区六本木一丁目８番７号

４　落札金額

⑴　基本料金　　527.04円

⑵　電力量料金　　18.12円

５　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

６　一般競争入札の公告

平成30年４月６日付け北海道教育庁空知教育局告示第31号

７　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名　称　　北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地　　岩見沢市８条西５丁目

道　企　業　管　理　規　程

滝の上取水堰管理規程を次のように定める。
平成30年６月１日

北海道公営企業管理者　浦　本　元　人

北海道企業管理規程第８号

滝の上取水堰管理規程

目次

第１章　総則（第１条－第４条）
第２章　取水及びゲート操作に関する事項
第１節　水位及び取水（第５条－第７条）
第２節　放流及び土砂吐ゲートの操作（第８条－第９条）
第３節　放流の際にとるべき措置等（第10条－第13条）
第３章　管理日誌（第14条）
附則

本管理規程条文に記載されている標高表示については、全て「新標高」で表示を行っている。
※新標高とは、平成14年４月１日以降の基準点標高に基づくものである。

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、滝の上取水堰（以下「堰」という。）の操作及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（管理責任者）

第２条　夕張川発電管理事務所に河川法（昭和39年法律第167号）第50条第１項の規定に準ずる管理責任者１名を置く。

２　前項の管理責任者は、部下の職員を指揮監督して、この規程の定めるところにより、堰の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

３　第１項の管理責任者を定めたときは、河川管理者に届け出るものとする。

（堰の諸元等）

第３条　堰の諸元その他これに類する堰の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

(1) 堰

ア　堤体

(ｱ) 堤体標高

固定部堤頂高　　標高111.85m

(ｲ) 堤体長

固定部長さ（越流部）　　189.65m

イ　土砂吐ゲート

(ｱ) ゲートの規模及び数　　高さ3.20mで幅2.44mのもの　　１門

(ｲ) ゲートの開閉の速さ　　１分間につき　　0.30m

ウ　維持放流ゲート

(ｱ) ゲートの規模及び数　　高さ1.00mで幅0.80mのもの　　１門

(ｲ) ゲートの開閉の速さ　　１分間につき　　0.30m

エ　取水ゲート

(ｱ) ゲートの規模及び数　　高さ2.80mで幅2.20mのもの　　２門

(2) 集水面積

ア　直接集水面積　　152.6㎢

イ　間接集水面積（滝下発電所沼の沢取水堰）　　571.0㎢

計　　723.6㎢

(3) 計画高水流量（北海道空知総合振興局札幌建設管理部夕張川改修計画）　　1,700㎥／ｓ

(4) 計画高水位　　標高114.42m

(5) 最大取水量　　12.000㎥／ｓ

(6) 計画取水位　　標高111.85m

（水位等の算定方法）

第４条　堰地点の河川の水位（以下「堰の水位」という。）は、堰上流右岸に取り付けられた水位計の読みに基づいて算出するものとする。

２　堰地点の河川の流量は、堰からの取水量、土砂吐ゲート及び維持放流ゲートからの放流量並びに固定部からの越流量を合算して算定するものとする。

第２章　取水及びゲート操作に関する事項

第１節　取水

（取水の方法）

第５条　取水は、堰の水位及び取水量に応じて取水ゲートの開度調節により行うものとする。

（義務放流量）

第６条　義務放流量は、堰地点の河川流量の範囲内において、次に掲げる量とする。

放流期間	１月１日から12月31日まで
義務放流量	1.9㎥／ｓ

（取水量の把握）

第７条　取水量は、発電機出力と水車使用水量の関係曲線から算出するものとする。

第２節　放流及び土砂吐ゲートの操作

（放流量の制限）

第８条　土砂吐ゲートを開閉して放流量を変動させる場合（以下「放流」という。）は、下流の水位に急激な変動を生じないように、別図第１に定めるところによってしなければならない。

（土砂吐ゲートの操作）

第９条　土砂吐ゲートは、次の掲げる場合を除き、常に全閉しておくものとする。

⑴　堰その他取水池内の施設又は工作物の点検若しくは整備のため必要があるとき。

⑵　その他やむを得ない必要があるとき。

第３節　放流の際にとるべき措置等

（放流の際に一般に周知させるための措置）

第10条　放流によって下流の水位が急激に上昇するおそれがある場合において、これによって生ずる危険を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

２　前項の規定により、一般に周知させようとするときは、別表第２に掲げるサイレン及びスピーカーにより警告しなければならない。

３　第１項の一般に周知させるため必要な措置は、堰地点から滝下発電所放水口地点までの夕張川の区間についてとるものとする。

４　第２項のサイレン及びスピーカーによる警告については、放流の開始約15分前に行うものとする。

（土砂吐ゲートの操作に関する記録の作成）

第11条　土砂吐ゲートを操作した場合においては、次に掲げる事項を記録しておかなければならない。

⑴　操作の理由

⑵　ゲートの各回の開閉を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度

⑶　ゲートの各回の開閉を終えた時における堰の水位、放流量及び取水量

⑷　放流量が最大となった時刻及びその放流量

⑸　第10条第２項の規定による警告の実施状況

（点検及び整備等）

第12条　堰及び附帯施設並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は、定期に、及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に洪水又は暴風雨、地震その他これに類する異常な現象でその影響が堰に及ぶものが発生したときは、その発生後、すみやかに、堰の点検を行い、堰に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

（異常かつ重大な状態に関する報告）

第13条　堰及びその周辺について、異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに、別表第１の例によりその旨を通報しなければならない。

第３章　管理日誌

（管理日誌）

第14条　管理責任者は、管理日誌を備え次に掲げる事項について記録しなければならない。

⑴　気象

⑵　水象

⑶　取水量

⑷　取水ゲート及び維持放流ゲートの操作の時刻及び開度

⑸　点検及び整備に関すること。

⑹　その他堰の管理に関すること。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

別表第１（第13条）

通知の相手方		通知の方法	摘要
名称	担当機関の名称		
北海道開発局長	札幌開発建設部　河川整備保全課	TEL　011－611－0340 FAX　011－612－0826	
	札幌開発建設部　江別河川事務所	TEL　011－382－2358 FAX　011－382－3857	
北海道知事	空知総合振興局　札幌建設管理部 長沼出張所	TEL　0123－88－2346 FAX　0123－88－2705	

別表第２（第10条）

サイレン及びスピーカーの名称	サイレン及びスピーカーの位置	サイレン及びスピーカーの構造又は能力	摘要
滝の上警報局	夕張市滝の上５番地 （夕張川右岸）	サイレン　2.2kW　1台 スピーカー　50W　4台	

別図第１（第８条）

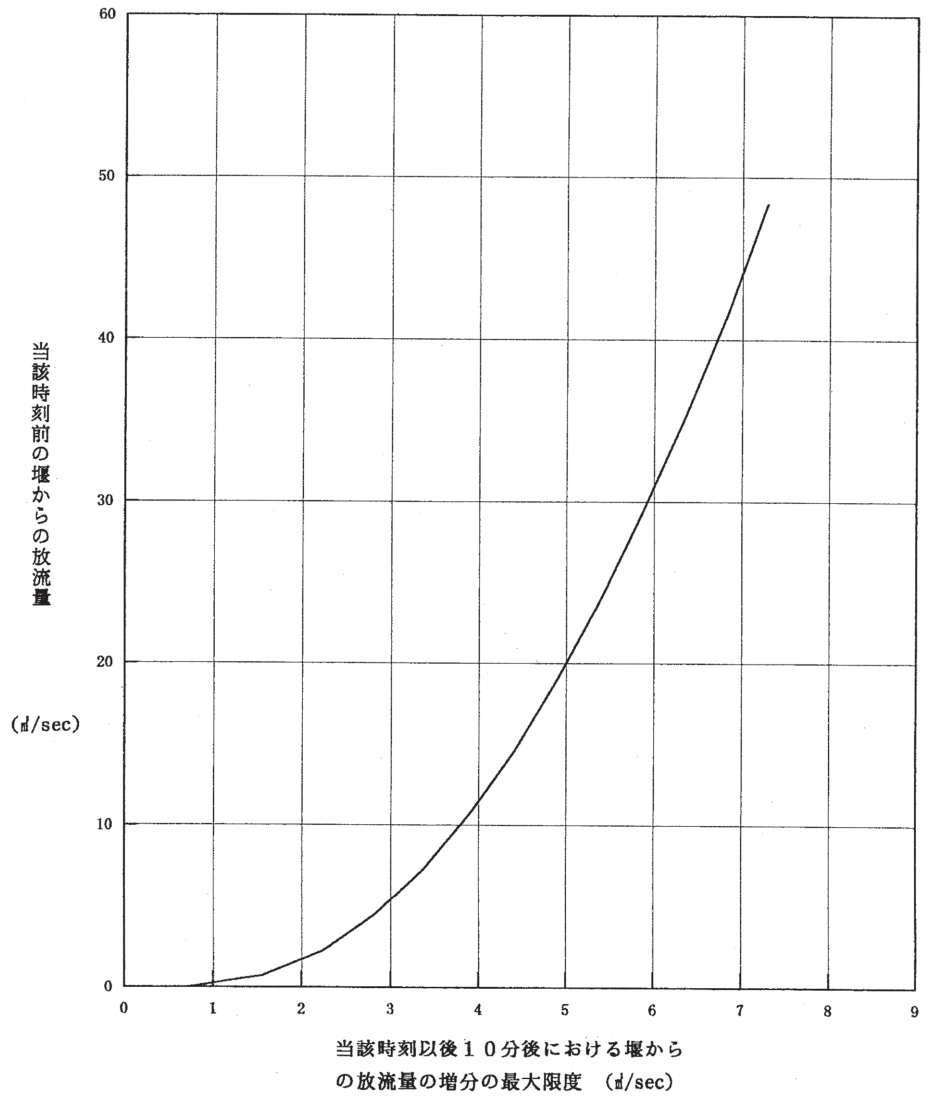

正　誤

○平成30年３月30日（号外第12号）

北海道規則第44号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ　欄　行

８　左　17

誤

２　「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法

正

備考

１　「受付番号」及び「事業所（施設）所在地市町村番号」欄は、記入しないでください。

２　「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法

○平成30年３月31日（号外第16号）

北海道規則第48号（北海道税条例施行規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ

４及び５

誤

「

減額・還付を受けようとする税額	円

」

正

「

減額・還付を受けようとする税額	円

」を

ページ　欄　行

６　左　５

誤　納付すべき

正　納入すべき